

『国際取引をめぐる消費税実務 Q & A』 正誤表

本書 21 頁上から 4 行目において、次のとおり誤りがありました。正しくは 4 行目最後に「は除かれています。」が必要となります。心よりお詫びして訂正いたします。

誤	正
<p>⑧ 非居住者に対する役務の提供</p> <p>ただし、国内に所在する資産に係る運送 または保管、国内における飲食または宿泊、 これらに準ずるもので国内において直接便 益を享受するもの</p>	<p>⑧ 非居住者に対する役務の提供</p> <p>ただし、国内に所在する資産に係る運送 または保管、国内における飲食または宿泊、 これらに準ずるもので国内において直接便 益を享受するものは除かれています。</p>